

令和7年度 静岡市 市民相談の傾向



令和8年8月3日公表

令和7年度に静岡市の各区役所の市民相談室で受け付けた相談の傾向についてまとめました。

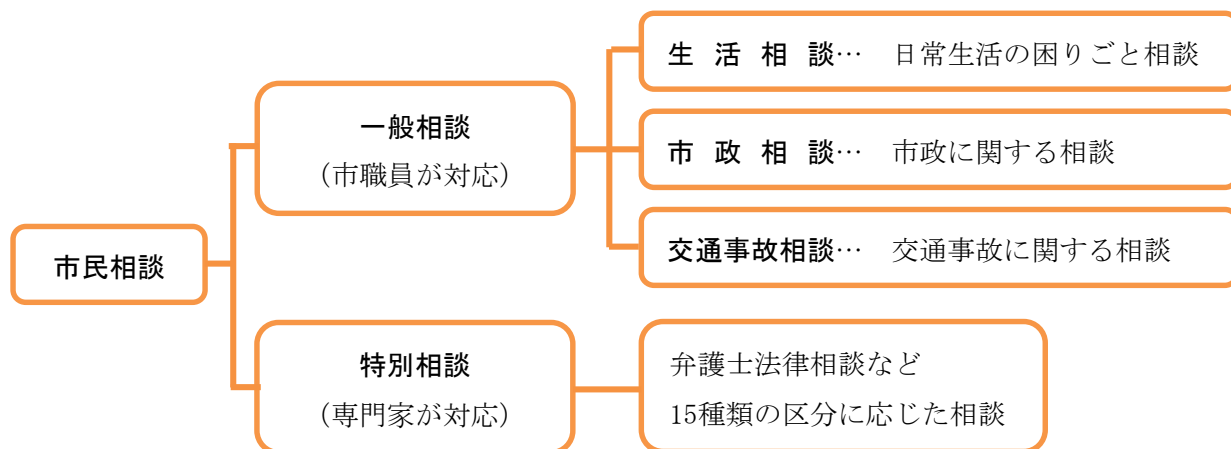
なお、集計したデータは、小数点第2位を四捨五入しているため、端数処理の都合上、数値の合計等が合わない場合があります。

1 市民相談業務の区分

市民相談は、次のように区分して、運営しています。

一般相談は、月曜日から金曜日まで（祝休日及び年末年始を除く）、葵・駿河・清水の3区役所の地域総務課市民相談室で、市職員の相談員が相談を受けています。

特別相談は、静岡県弁護士会を始め20の団体・支部などの支援により、各分野の専門家に、葵・駿河・清水の3区役所の地域総務課市民相談室へお越しいただき、曜日及び時間を指定した相談対応をお願いしています。



2 相談の傾向

(1) 市民相談

令和7年度の相談受付件数は12,034件で、前年度比235件（1.9%）の減少でした。

相談件数の内訳は、まず、市職員の受けた一般相談が10,104件と、全体の84.0%を占め、このうち相続、税金、不動産などの生活相談が大半となっています。

また、弁護士、司法書士などによる特別相談は1,930件と、前年度比37件（1.9%）の減少でした。

令和7年度の相談件数の区別構成比は、葵区42.8%、駿河区30.1%、清水区27.1%となっております。

年 度	行政区	一般相談				特別相談	合 計 (件数)
		生 活 相 談	市 政 相 談	交通事故 相 談	計		
令 和 7 年度	葵	3,972	304	22	4,298	857	5,155 (42.8%)
	駿河	2,475	554	22	3,051	568	3,619 (30.1%)
	清水	2,543	163	49	2,755	505	3,260 (27.1%)
	合計	8,990 (89.0%)	1,021 (10.1%)	93 (0.9%)	10,104 (100.0%)	1,930	12,034 (100.0%)
令 和 6 年度	葵	4,036	304	17	4,357	876	5,233 (42.7%)
	駿河	2,612	536	28	3,176	586	3,762 (30.7%)
	清水	2,498	211	60	2,769	505	3,274 (26.7%)
	合計	9,146 (88.8%)	1,051 (10.2%)	105 (1.0%)	10,302 (100.0%)	1,967	12,269 (100.0%)
令 和 5 年度	葵	3,913	275	15	4,203	892	5,095 (43.5%)
	駿河	2,360	441	18	2,819	585	3,404 (29.1%)
	清水	2,505	188	69	2,762	450	3,212 (27.4%)
	合計	8,778 (89.7%)	904 (9.2%)	102 (1.0%)	9,784 (100.0%)	1,927	11,711 (100.0%)

（２）一般相談（生活相談）

令和７年度の生活相談受付件数は8,990件で、前年度比156件（1.7％）の減少でした。

相談件数の区分は、上位から相続2,185件、税金1,142件、不動産698件、生活677件、相隣527件の順になっています。

過去３年間の推移では、相続・税金・不動産・生活は変わらず上位５区分に入りました。

年 度	令和７年度				令和６年度				令和５年度			
行政区	葵	駿河	清水	合計	葵	駿河	清水	合計	葵	駿河	清水	合計
金 銭 貸 借	83	57	80	220	81	93	77	251	51	90	83	224
相 続	902	507	776	2,185	1,006	618	789	2,413	809	607	734	2,150
離 婚	208	97	171	476	183	117	156	456	154	80	143	377
借 地 借 家	93	83	58	234	71	85	70	226	83	54	92	229
相 隣	174	142	211	527	170	124	184	478	147	127	152	426
不 動 産	307	162	229	698	243	163	216	622	282	207	256	745
損 害 賠 償	61	35	61	157	58	22	65	145	24	37	50	111
家 庭	226	50	128	404	203	51	121	375	184	63	180	427
生 活	183	391	103	677	188	312	89	589	195	291	118	604
契 約	59	48	66	173	35	46	69	150	32	34	41	107
消 費 生 活	72	18	82	172	39	21	99	159	34	25	47	106
健 康	3	11	16	30	7	7	14	28	12	12	9	33
医 療	23	13	40	76	22	11	17	50	30	10	17	57
福 祉	44	53	56	153	54	69	36	159	68	23	37	128
税 金	727	259	156	1,142	697	285	176	1,158	653	271	165	1,089
労 働	94	95	60	249	101	88	65	254	84	66	65	215
教 育	7	7	7	21	4	3	5	12	7	4	1	12
動 物	17	2	15	34	15	10	19	44	9	3	12	24
そ の 他	689	445	228	1,362	859	487	231	1,577	1,055	356	303	1,714
合 計	3,972	2,475	2,543	8,990	4,036	2,612	2,498	9,146	3,913	2,360	2,505	8,778

(3) 一般相談（市政相談）

令和7年度の市政相談受付件数は1,021件で、前年度比30件（2.9%）の減少でした。

相談件数の区分は、上位から福祉211件、消費生活103件、戸籍100件、道路73件、ごみ・し尿47件の順になっています。

過去3年間の推移では、福祉・消費生活・戸籍・道路は変わらず上位5区分に入りました。

年 度	令和7年度				令和6年度				令和5年度			
行政区	葵	駿河	清水	合計	葵	駿河	清水	合計	葵	駿河	清水	合計
戸 籍	42	43	15	100	33	44	24	101	30	50	18	98
国 保 年 金	16	17	7	40	11	15	17	43	11	14	7	32
市 営 住 宅	12	20	2	34	8	14	5	27	5	11	2	18
福 祉	52	136	23	211	36	112	22	170	59	92	21	172
市 税	10	18	4	32	13	34	14	61	13	17	10	40
消 費 生 活	36	42	25	103	89	51	18	158	62	39	40	141
道 路	12	45	16	73	8	45	25	78	4	17	21	42
公 害	1	12	3	16	13	19	2	34	6	13	4	23
ごみ・し尿	17	20	10	47	5	17	5	27	5	10	8	23
精 神 衛 生	9	6	0	15	2	13	1	16	0	11	4	15
上 下 水 道	4	7	6	17	1	5	3	9	3	4	8	15
そ の 他	93	188	52	333	85	167	75	327	77	163	45	285
合 計	304	554	163	1,021	304	536	211	1,051	275	441	188	904



(4) 一般相談（交通事故相談）

令和7年度の交通事故相談受付件数は93件で、前年度比12件（11.4%）の減少でした。

相談件数の区分は、上位から示談の仕方40件、賠償額の算定・過失程度14件、自賠責保険の請求4件、賠償責任者・生計の維持2件の順になっています。

過去3年間の推移では、順位の変動はあるものの、示談の仕方・賠償額の算定・過失程度が毎年上位5区分に入っています。

年 度	令和7年度				令和6年度				令和5年度			
行政区	葵	駿河	清水	合計	葵	駿河	清水	合計	葵	駿河	清水	合計
自賠責保険の請求	0	3	1	4	2	1	3	6	0	0	0	0
賠償額の算定	6	2	6	14	4	5	10	19	3	3	20	26
示談の仕方	7	11	22	40	6	10	21	37	6	7	17	30
過失程度	4	3	7	14	2	6	11	19	1	4	6	11
賠償責任者	1	0	1	2	1	0	3	4	0	0	1	1
訴訟・調停の利用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
生計の維持	1	0	1	2	0	1	0	1	1	0	1	2
その他	3	3	11	17	2	5	12	19	4	3	24	31
合 計	22	22	49	93	17	28	60	105	15	18	69	102



(5) 特別相談

令和7年度の特別相談受付件数は1,930件で、前年度比37件（1.9%）の減少でした。

相談件数の区分は、上位から弁護士法律相談584件、司法書士461件、税理士相談292件、不動産取引相談228件、土地家屋調査士相談115件の順になっています。

過去3年間の推移では、順位の変動はあるものの、上位5区分に変化はありません。

特別相談は、静岡県弁護士会を始め20の団体・支部などの支援により運営しています。

年 度	令和7年度				令和6年度				令和5年度			
行政区	葵	駿河	清水	合計	葵	駿河	清水	合計	葵	駿河	清水	合計
交通事故弁護士	—	—	3	3	—	—	5	5	—	—	0	0
交通事故後遺 障害認定申請	5	—	—	5	6	—	—	6	13	—	—	13
税理士	191	61	40	292	180	62	40	282	177	60	38	275
行政書士	22	26	14	62	27	37	13	77	41	29	10	80
司法書士	215	161	85	461	228	158	86	472	231	162	75	468
弁護士法律	197	190	197	584	191	184	198	573	179	193	186	558
社会保険労務士	22	24	—	46	22	26	—	48	14	19	—	33
公証人	31	16	13	60	33	18	20	71	33	14	21	68
不動産取引	104	51	73	228	107	63	81	251	135	62	80	277
土地家屋調査士	57	20	38	115	68	24	29	121	46	20	20	86
建築設計	2	—	6	8	3	—	0	3	5	—	3	8
住宅リフォーム	4	—	—	4	4	—	—	4	13	—	—	13
マンション管理	—	19	—	19	—	14	—	14	—	22	—	22
行政	5	0	32	37	4	0	29	33	1	4	15	20
人権	2	—	4	6	3	—	4	7	4	—	2	6
合 計	857	568	505	1,930	876	586	505	1,967	892	585	450	1,927

※ 「—」は相談の設定がないものです。



（６）特別相談（弁護士法律相談）

令和７年度の弁護士法律相談受付件数は584件で、前年度比11件（1.9％）の増加でした。

相談件数の区分は、上位から相続118件、離婚89件、損害賠償57件、相隣47件、契約45件の順になっています。

過去３年間の推移では、順位の変動はあるものの、相続・離婚・損害賠償は変わらず上位５区分に入りました。また、新たに相隣・契約が上位５区分に入りました。

弁護士法律相談は、静岡県弁護士会への委託により運営しています。

年 度	令和７年度				令和６年度				令和５年度			
行政区	葵	駿河	清水	合計	葵	駿河	清水	合計	葵	駿河	清水	合計
金 銭 貸 借	12	11	21	44	23	15	18	56	9	21	16	46
相 続	40	46	32	118	43	35	33	111	36	39	35	110
離 婚	33	33	23	89	27	34	23	84	31	19	22	72
借 地 借 家	11	14	11	36	11	16	22	49	11	8	19	38
相 隣	14	20	13	47	15	13	15	43	15	15	10	40
不 動 産	21	10	13	44	9	3	8	20	16	13	14	43
損 害 賠 償	14	10	33	57	12	13	24	49	10	19	18	47
契 約	13	10	22	45	13	15	19	47	7	18	17	42
労 働	9	5	9	23	8	11	6	25	8	5	6	19
医 療	3	4	2	9	4	1	0	5	2	2	0	4
交 通 事 故	1	0	0	1	0	1	1	2	1	0	0	1
そ の 他	26	27	18	71	26	27	29	82	33	34	29	96
合 計	197	190	197	584	191	184	198	573	179	193	186	558

※ 弁護士法律相談は、１事案につき１回限りの受付です。



【参考１】 令和８年度市民相談の受付窓口

窓口	所在地	電話番号
葵区役所 市民相談室 (地域総務課内)	〒420-8602 静岡市葵区追手町５番１号	０５４－２２１－１０５３
駿河区役所 市民相談室 (地域総務課内)	〒422-8550 静岡市駿河区南八幡町10番40号	０５４－２８７－８６９８
清水区役所 市民相談室 (地域総務課内)	〒424-8701 静岡市清水区旭町６番８号	０５４－３５４－２０３６

※ いずれの窓口も土日祝休日及び年末年始を除く午前８時30分から午後５時15分まで受け付けています。

【参考２】 令和８年度一般相談の一覧

相談名・内容	場所・日時	相談枠	担当相談員
〔市民相談〕 日常生活や家庭生活での 心配事や悩み事などの一 般相談	葵区役所市民相談室 毎週月曜日～金曜日 午前８時30分～午後５時15分	指定なし	市職員
	駿河区役所市民相談室 毎週月曜日～金曜日 午前８時30分～午後５時15分		
	清水区役所市民相談室 毎週月曜日～金曜日 午前８時30分～午後５時15分		
〔専門相談員による 交通事故相談〕 示談の進め方、損害賠償 の請求など交通事故に関 する諸問題の相談	葵区役所市民相談室 毎月第１・３火曜日 （７月は第１火曜日のみ） 午前９時～12時 午後１時～５時15分	1 相談60分 1 日 7 枠	市職員
	駿河区役所市民相談室 毎月第２・４火曜日 午前９時～12時 午後１時～５時15分		
	清水区役所市民相談室 毎週月曜日・水曜日・金曜日 午前８時30分～12時 午後１時～５時15分	指定なし	

【参考 3】 令和 8 年度特別相談の一覧

相談名・内容		場所・日時	相談枠	担当相談員
〔弁護士による交通事故相談〕 弁護士による交通事故に関する相談		清水区役所市民相談室 (予約制) 毎月第 3 火曜日 午後 1 時30分～ 3 時30分	1 相談30分 1 日 4 枠	弁護士
〔行政書士による交通事故 後遺障害認定申請相談〕 行政書士への相談（相続・遺言等に関する相談も可）		葵区役所市民相談室 毎月第 1 月曜日 午後 1 時～ 4 時	—	行政書士
〔税理士相談〕 所得税、相続税、贈与税、 その他税務一般		葵区役所市民相談室 (予約制) 毎月第 2 ・ 3 ・ 4 木曜日 （2 月は第 1 ・ 3 ・ 4 木曜。 3 月は第 2 木曜除く） 午後 1 時～ 4 時	1 相談30分 1 日 6 枠	税理士
		駿河区役所市民相談室 (予約制) 毎月第 2 月曜日 （10 ・ 1 月は第 3 月曜日。 3 月除く） 午後 1 時～ 4 時	1 相談30分 1 日 6 枠	
		清水区役所市民相談室 (予約制) 毎月第 3 木曜日（2 ・ 3 月除く） 午後 1 時30分～ 3 時30分	1 相談30分 1 日 4 枠	
行政書士相談	官公署に提出する書類、権利義務、 事実証明（相続、遺言、契約書、土地の利用、農地転用など）	葵区役所市民相談室 毎月第 4 月曜日 午後 1 時～ 4 時	—	行政書士
		清水区役所市民相談室 偶数月第 2 火曜日 午後 1 時30分～ 3 時30分		
	入国、在留・帰化、相続	駿河区役所市民相談室 毎月第 4 火曜日 午後 1 時～ 4 時	—	
	成年後見に関する相談	清水区役所市民相談室 奇数月第 2 火曜日 午後 1 時30分～ 3 時30分	—	

〔司法書士相談〕 不動産登記、商業登記、相続、 売買、債務整理等に関する相談 （清水区は相続・不動産売買 などの登記に関する相談のみ）	葵区役所市民相談室 （予約制） 毎月第1水曜日 （5月は第3水曜日） 午後1時～4時 （10月、2月は昼休みを除く午前 9時～午後4時）	1相談30分 1日18枠 （相談員3名）	司法書士
	駿河区役所市民相談室 （予約制） 毎月第3水曜日 午後1時～4時	1相談30分 1日12枠 （相談員2名）	
	駿河区役所長田支所 （予約制） 10月・2月第3水曜日 午後1時～4時	1相談30分 1日6枠	
	清水区役所市民相談室 （予約制） 毎月第1木曜日 午後1時30分～3時30分	1相談30分 1日4枠	
〔弁護士法律相談〕 法律問題全般に関する相談	葵区役所市民相談室 （予約制） 毎週金曜日 午後1時30分～3時30分	1相談30分 1日4枠	弁護士
	駿河区役所市民相談室 （予約制） 毎週木曜日 午後1時30分～3時30分	1相談30分 1日4枠	
	清水区役所市民相談室 （予約制） 毎週水曜日 午後1時30分～3時30分	1相談30分 1日4枠	
〔社会保険労務士相談〕 労災、賃金、年金、パワハラ、 健康保険その他労働問題に 関する相談	葵区役所市民相談室 毎月第1月曜日 （10月は19（月）も実施） 午後1時～4時	—	社会保険 労務士
	駿河区役所市民相談室 毎月第3金曜日 （10月は23（金）も実施） 午後1時～4時	—	
〔公証人相談〕 遺言や契約等の公正証書に 関する相談	葵区役所市民相談室 （予約制） 毎月第2月曜日 （10・1月は第3月曜日） 午後1時～4時	1相談30分 1日6枠	公証人
	駿河区役所市民相談室 （予約制） 毎月第4水曜日 午後1時30分～3時	1相談30分 1日3枠	

	清水区役所市民相談室 (予約制) 毎月第3金曜日 午後1時30分～3時30分	1 相談30分 1 日 4 枠	
〔不動産取引相談〕 不動産の売買や賃貸借など に関する相談	葵区役所市民相談室 毎月第2火曜日、第2・4水曜日 午後1時～4時	—	宅地建物 取引士
	駿河区役所市民相談室 毎月第1金曜日、第3火曜日 午後1時～4時	—	
	清水区役所市民相談室 毎月第4火曜日、第2・4木曜日 午後1時30分～3時30分	—	
〔土地家屋調査士相談〕 登記、測量、境界問題などに に関する相談	葵区役所市民相談室 毎月第1・3木曜日 (5月は第1木曜除く) 午後1時～4時	—	土地家屋 調査士
	駿河区役所市民相談室 毎月第2水曜日(8月除く) 午後1時～4時	—	
	清水区役所市民相談室 毎月第3火曜日(8月除く) 午前10時～12時	—	
〔住宅相談 建築設計相談〕 住宅の新築や建替えの設計、 施工、契約等に関する相談	葵区役所市民相談室 (予約制) 毎月第1・3火曜日 午後1時～4時	1 相談60分 1 日 3 枠	建築士等
	清水区役所市民相談室 (予約制) 毎月第1火曜日 午後1時30分～3時30分	1 相談40分 1 日 3 枠	
〔住宅相談 リフォーム相談〕 耐震補強、介護住宅化など住 宅の増改築や修繕に関する 相談	葵区役所市民相談室 (予約制) 毎月第4火曜日 (9・2月は第3火曜日) 午後1時～4時	1 相談60分 1 日 3 枠	大工等
〔マンション管理相談〕 マンション管理組合の運営 や紛争解決などに関する相 談	駿河区役所市民相談室 第4月曜日 (4月・6月・8月・10月・12月・ 2月) 午後1時～4時	—	マンション 管理士

【行政相談】 国、県、市政に対する意見、 要望、苦情	葵区役所市民相談室 毎週月曜日（12/28、1/4除く） 午前10時～12時	—	行政相談 委員
	駿河区役所市民相談室 毎週水曜日 午前10時～12時	—	
	清水区役所市民相談室 毎週金曜日 午前10時～12時	—	
	清水区役所蒲原支所 毎月第3木曜日 午前10時～12時	—	
	清水保健福祉センター由比分館 毎月18日 （祝休日の場合は翌開庁日） 午前10時～12時	—	
【人権相談】 差別やいじめなどの人権侵 害に関する相談	葵区役所市民相談室 毎月10日 （祝休日の場合、前後平日） 午前10時～12時	—	人権擁護 委員
	清水区役所市民相談室 毎月第2火曜日 午前10時～12時	—	

※ 相談日が、祝休日等の場合は開催しませんが、相談日を変更して開催することもあります。

【参考4】 令和8年度特別相談の協力団体の一覧

相 談 名	団 体 名
交通事故弁護士相談	静岡県弁護士会 静岡支部
交通事故後遺障害認定申請相談	静岡県行政書士会 静岡支部
税理士相談	東海税理士会 静岡支部・清水支部
行政書士相談	静岡県行政書士会 静岡支部・清水支部
司法書士相談	静岡県司法書士会 静岡支部・清水支部
弁護士法律相談	静岡県弁護士会 静岡支部
社会保険労務士相談	静岡県社会保険労務士会 静岡支部
公証人相談	静岡公証人合同役場
不動産取引相談	（公社）静岡県宅地建物取引業協会 中部支部
	（公社）全日本不動産協会 静岡県本部

土地家屋調査士相談	静岡県土地家屋調査士会 静岡支部・清水支部
建築設計相談	(公社) 静岡県建築士会 中部ブロック
住宅リフォーム相談	静岡大工建築業協同組合
	静岡県中部建設業協同組合
	全建総連静岡県建設労働組合 静岡支部
マンション管理相談	(一社) 静岡県マンション管理士会
行政相談	静岡行政監視行政相談センター
人権相談	静岡人権擁護委員協議会 静岡市委員会

※ (公社) は公益社団法人、(一社) は一般社団法人の略称です。

【参考５】 市民相談に係る静岡市の沿革（令和８年４月１日現在）

年 月 日	事 項
平成15年４月１日	静岡市と清水市との合併により生活環境部静岡市民サービス事務所市民相談課市民相談担当と生活環境部清水市民サービス事務所市民生活課消費生活センター（市民相談室）となる。
平成16年４月１日	市民相談事業は、静岡・清水まちづくり推進課相談担当が所管し、総括課として生活安全課を設置する。
平成17年４月１日	政令指定都市移行に伴い、市民相談事業は葵区役所・駿河区役所・清水区役所まちづくり振興課地域生活・相談担当が所管し、総括課として市民局市民生活部生活安全課となる。
平成18年３月31日	蒲原町が清水区に編入。
平成18年４月１日	組織機構改正により、局が市民環境局となる。
平成19年４月１日	組織機構改正により、局が生活文化局となり、総括課が消費生活センターとなる。
平成20年11月１日	由比町が清水区に編入。
平成25年４月１日	組織機構改正により、市民相談業務は葵区役所地域総務課地域生活・相談担当、駿河区役所地域総務課区民生活担当、清水区役所地域総務課区民生活担当の所管となる。
平成26年４月１日	組織機構改正により、市民相談業務は葵区役所地域総務課地域生活・相談係、駿河区役所地域総務課区民生活係、清水区役所地域総務課区民生活係の所管となる。
平成27年４月１日	組織機構改正により、局が市民局となり、総括課が生活安心安全課となる。
令和４年４月１日	組織機構改正により、葵区の市民相談業務は葵区役所地域総務課区民生活係の所管となる。
令和５年４月１日	組織機構改正により、総括課が生活安全安心課となる。
令和８年４月１日	組織機構改正により、局が観光文化・市民局となる。

【参考 6】 市民相談業務に係る事務分掌及び組織機構（令和 8 年 4 月 1 日現在）

1 本庁

観光文化・市民局生活安全安心課

（1）市民相談に関する事務分掌（抄）

ア 市民相談、行政相談委員及び交通事故相談所の総括に関すること。

イ 所管に係る事務についての区役所地域総務課との総合調整に関すること。

（2）職員構成（消費生活センター）

所長 1 名、主査 2 名、主任主事 1 名、主事 1 名、主事（任期付短時間勤務職員・消費生活相談員）4 名、会計年度任用職員（消費者教育推進員）2 名、会計年度任用職員（一般事務）1 名、会計年度任用職員（消費生活相談員）6 名 計 18 名

2 区役所

（1）事務分掌（抄）

ア 市民相談に関すること。

イ 交通事故相談所に関すること。

（2）職員構成

ア 葵区役所地域総務課区民生活係

係長 1 名、主任主事 2 名、主事 1 名、会計年度任用職員（相談員）4 名、会計年度任用職員（一般事務）2 名 計 10 名 【相談窓口 3 人】

イ 駿河区役所地域総務課区民生活係

係長 1 名、主査 1 名、主査（再任用短時間勤務職員・相談員）1 名、主任主事 1 名、会計年度任用職員（相談員）3 名、会計年度任用職員（一般事務）2 名 計 9 名 【相談窓口 2～3 人】

ウ 清水区役所地域総務課区民生活係

係長 1 名、主査 1 名、主査（再任用短時間勤務職員・相談員）1 名、主事 1 名、会計年度任用職員（一般事務）4 名、会計年度任用職員（相談員）3 名 計 11 名 【相談窓口 3～4 人】

【作 成】

静岡市役所 観光文化・市民局 生活安全安心課 消費生活センター

〒420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号

電話 054-221-1054

月曜日から金曜日まで（祝休日及び年末年始を除く）8 時 30 分から 17 時 15 分まで